

## 平成 21 年度税制改正の要綱

〔平成 21 年 1 月 23 日  
閣 議 決 定〕

現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 一 住宅・土地税制

#### 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度について、適用期限を 5 年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 住宅の取得等をして平成 21 年から平成 25 年までの間に居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成 21 年	10 年間	5,000 万円	1.0%
平成 22 年	10 年間	5,000 万円	1.0%
平成 23 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 24 年	10 年間	3,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	2,000 万円	1.0%

- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの（以下「認定長期優良住宅」という。）の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして平成 21 年から平成 25 年までの間に居住の用に供した場合の特例を創設し、その控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成 21 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 22 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 23 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 24 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	3,000 万円	1.0%

- (3) 住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」という。）の 12 月 31 日までの間に勤務先から転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、当該事由が解消し、再び当該住宅を居住の用に供した場合には、当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類の提出等の一定の要件の下で、当該住宅の取得等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用年のうちその者が再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」という。）以後の各適用年（当該再居住年に当該住宅を賃貸の用に供していた場合には

当該再居住年の翌年以後の各適用年) について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用する。

- (4) 居住者がその所有している家屋について、居住の用に供する前に増改築等をして、6 ヶ月以内に居住の用に供した場合には、当該増改築等について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 21 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。

- (5) 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。
- (6) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の記載事項について、所要の整備を行う。

## 2 長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設

- (1) 居住者が、国内において、住宅の用に供する認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合（その新築等の日から 6 ヶ月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の要件の下で、当該認定長期優良住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額（1,000 万円を限度）の 10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除（当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）する。

(注 1) 上記の「標準的な性能強化費用相当額」とは、認定長期優良住宅の構造の区分ごとに、長期優良住宅の認定に係る耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の項目ごとにその基準に適合するために必要となる標準的な費用を基に平米当たりで定められた金額に当該認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいう。

(注 2) その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用しない。

- (2) 上記(1)の税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書、長期優良住宅建築等計画の認定書の写し及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。
- (3) 上記 1 の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置を講ずる。

## 3 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設

- (1) 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合において、当該家屋を平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、当該省エネ改修工事の費用の額と当該省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（200 万円（太陽光発電装置を設置する場合は、300 万円）を限度）の 10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除する。

(注 1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは、①全ての居室の窓全部の改修工事、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事又は⑤太陽光発電装置設置工事（②～⑤については、①の工事と併せて行うものに限る。また、①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準以上となるもの、

- ⑤については一定のものに限る。) であって、その工事費用の額が 30 万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。
- (注 2) 一定の省エネ改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。
- (注 3) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、省エネ改修工事の改修部位ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該省エネ改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。
- (注 4) 平成 21 年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成 22 年分においてはその適用を受けることはできない。
- (注 5) その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用しない。
- (2) 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合において、当該家屋を平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、当該バリアフリー改修工事の費用の額と当該バリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額 (200 万円を限度) の 10% に相当する金額をその年分の所得税額から控除する。
- (注 1) 上記の「一定の居住者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ① 50 歳以上の者
  - ② 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者
  - ③ 障害者である者
  - ④ 居住者の親族のうち上記②若しくは③に該当する者又は 65 歳以上の者のいずれかと同居している者
- (注 2) 上記の「一定のバリアフリー改修工事」とは、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え又は床表面の滑り止め化を行う工事であって、その工事費用の額 (補助金等をもって充てる部分を除く。) が 30 万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。
- (注 3) 一定のバリアフリー改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとする。
- (注 4) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、バリアフリー改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該バリアフリー改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。
- (注 5) 平成 21 年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成 22 年分においてはその適用を受けることはできない。ただし、平成 22 年において要介護状態区分等が 3 段階以上上昇した場合には、この限りでない。
- (注 6) その年分の合計所得金額が 3,000 万円を超える場合には適用しない。
- (3) 上記(1)及び(2)の改修工事を行った場合におけるその年分の所得税額から控除する金額は、上記(1)及び(2)により計算した金額の合計額 (20 万円 (太陽光発電装置を設置する場合は、30 万円) を限度) とする。
- (4) 上記(1)から(3)までの税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書、それぞれの改修工事に該当する旨を証する書類及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用するものとする。

- (5) 上記(1)から(3)までの税額控除は、上記1の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び下記4の特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受ける場合には適用しない。
- 4 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限を5年延長するとともに、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供する場合の1%控除の対象となる省エネ改修工事の要件を上記3(1)の特別控除の工事の要件と同様にする等所要の措置を講ずる。
- 5 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講じた上、適用期限を5年延長する。
- (1) 地方公共団体が作成する耐震改修計画において、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるほか、補助金額の下限要件を撤廃することにより、適用対象区域を拡大する。
- (2) 税額控除の対象となる金額について、住宅耐震改修に要した費用の額と当該住宅耐震改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額とする。
- (注1) 上記の改正は、平成21年1月1日以後に行う住宅耐震改修について適用する。
- (注2) 住宅耐震改修工事の証明は、地方公共団体の長、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所にも所属する建築士が行うものとする。
- (注3) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、住宅耐震改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該住宅耐震改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。
- 6 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- 7 平成21年及び平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設
- (1) 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円（当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。
- (2) 上記(1)の特別控除は、法人も同様とする。
- 8 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設
- 事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の100分の80相当額（その先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をされたものである場合には、100分の60相当額）を限度として、圧縮記帳ができることとする。
- (注) 土地等が棚卸資産である場合には、他の課税の特例と同様に、本特例の対象とはならない。また、個人事業者の所有する土地等が事業用資産でない場合には、本特例の対象とはならない。

- 9 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり、平成21年4月1日以後に引き上げることとしていた税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から段階的に引き上げることとする。
- (1) 土地の売買による所有権の移転登記（現行1,000分の10）  
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の10  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の13  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の15
  - (2) 土地の所有権の信託の登記（現行1,000分の2）  
平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の2  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の2.5  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の3
- 10 上記9の見直しに併せ、次に掲げる不動産の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に引き上げることとしていた税率を1年間据え置くこととする。
- (1) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記（現行1,000分の8）
  - (2) 農地保有合理化法人が農用区域内の農用地を取得した場合の所有権の移転登記（現行1,000分の8）
  - (3) 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記（現行1,000分の4）及び不動産の地上権等の移転登記（現行1,000分の2）
  - (4) 農業協同組合が農業協同組合法の規定による認可を受けて他の農業協同組合と合併をした場合の不動産の所有権の移転登記（現行1,000分の2.5）
- 11 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を3年延長する。
- 12 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外した上、その適用期限を5年延長する。
- 13 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。
- (1) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。
  - (2) 適用対象から、中小小売商業振興法の高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を所要の経過措置を講じた上除外する。
- 14 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、適用対象から農用区域内の特定遊休農地を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定農業法人に譲渡した場合を除外する。
- 15 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 16 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を5年延長する。
- 17 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、次の措置を講ずる。
- (1) 適用停止措置の期限を5年延長する。

- (2) 一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外した上、適用除外措置の期限を5年延長する。
- 18 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、一般電気事業者の事業の用に供される一定の規模以上の風力及び太陽光発電施設を加える。

## 二 法人関係税制

- 1 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができることとする。なお、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長する。
- 2 産業活力再生特別措置法の一部改正に伴い、同法の一部改正法の施行の日から平成24年3月31日までの間において、認定資源生産性革新計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備の取得等をした場合には、これらの設備等については、取得価額の100分の30相当額（建物等については、100分の15相当額）の特別償却ができることとする。  
なお、産業活力再生特別措置法の一部改正法の施行の日から平成23年3月31日までの間に取得等をしたものについては、上記1のエネルギー需給構造改革推進投資促進税制と同様に、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができることとする。
- 3 産業技術力強化法の一部改正に伴い、試験研究費に係る特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。

## 三 中小企業関係税制

- 1 中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18%（現行22%）に引き下げる。  
（注1）中小法人等とは、次の法人をいう。  
① 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）  
② 公益法人等  
③ 協同組合等  
④ 人格のない社団等  
（注2）協同組合等又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率は、単体制度と同様に、年800万円以下の金額に対して19%（現行23%）に引き下げる。
- 2 中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。  
（注）中小法人等の範囲は、上記1の項と同様。
- 3 中小企業等基盤強化税制の適用期限を2年延長する。
- 4 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控

除の適用対象に、同法の認定を受けた商店街活性化事業計画又は商店街活性化支援事業計画に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加える。

#### 四 相続税制

##### 1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度等の創設

(1) 経営承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとする。

(注)「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受ける一定の非上場会社（以下「認定中小企業者」という。）の代表者であった者の後継者をいう。

(2) 以下のような非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度を創設する。

① 認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者が、その代表者であった者から贈与によりその保有する当該会社の株式等の全部（贈与前から既にその後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「猶予対象株式等」という。）を取得し、その会社を経営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予することとする。

② 贈与者の死亡時には、その後継者が猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

(事業承継税制の詳細は別紙参照)

##### 2 農地等に係る相続税の納税猶予制度等について、次のとおり見直しを行う。

(1) 市街化区域外の農地等に係る相続税の納税猶予制度について、次の措置を講ずる。

① 改正後の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地等についても納税猶予の適用を認める。

② 納税猶予適用者について、20年間の営農継続により猶予税額の納付を免除する措置を廃止する。

③ 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となったときは、農地等の貸付け（営農の廃止）をした場合でも、納税猶予の継続を認める。

④ 災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合について、営農継続をしているものとする取扱いを明確化する。

⑤ 納税猶予適用者（20年間の営農継続により猶予税額が免除される者を除く。）が、納税猶予に係る農地等の譲渡等をした場合に納付する猶予税額に係る利子税については、税率を年3.6%（現行年6.6%）に引き下げる。

⑥ 農用地区域内の納税猶予に係る農地等を改正後の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合については、総面積の20%を超える譲渡を、納税猶予の取消事由に該当しないこととする。

(2) 市街化区域内の農地等に係る相続税の納税猶予について、上記(1)③から⑤の措置を講ずる。

(3) 納税猶予の取消事由である「耕作の放棄」について、要件の見直しを行う。

(4) その他、農地等に係る贈与税の納税猶予制度等について、所要の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

なお、同日前の相続又は遺贈について農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けている者については、上記(1)③から⑥までを適用する。ただし、当該者は選択により、上記(1)①の適用を受けられることとし、その場合には、上記(1)②及び(3)も適用することとする。

## 五 金融・証券税制

- 1 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し  
平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を 7% (住民税とあわせて 10%) 軽減税率とする。
- 2 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長
  - (1) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率に対する 7% (住民税とあわせて 10%) 軽減税率の特例を 1 年延長する。
  - (2) 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る 7% 軽減税率の特例を平成 23 年 12 月 31 日まで (現行：平成 21 年 3 月 31 日まで) 延長する。
- 3 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長  
平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率に対する 7% (住民税とあわせて 10%) 軽減税率の特例を 1 年延長する。
- 4 カバードワラントに対する課税方式等を以下のように見直すこととする。
  - (1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等を加える。
  - (2) 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とする。(注) これらの改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用する。
- 5 確定拠出年金制度の拡充
  - (1) 企業型確定拠出年金について、事業主拠出額を限度とし、かつ、事業主拠出と合計して拠出限度額の範囲内で行う個人拠出 (いわゆるマッチング拠出) が導入されることに伴い、その掛金の全額を所得控除の対象とする。
  - (2) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

① 企業型	(現 行)	(改正案)
他の企業年金がない場合	月額 4. 6 万円	月額 5. 1 万円
他の企業年金がある場合	月額 2. 3 万円	月額 2. 5 5 万円
  - ② 個人型  
    企業年金がない場合      月額 1. 8 万円      月額 2. 3 万円
- 6 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に次に掲げるものを加える。
  - (1) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等で、当該従業員持株会等の事務の委託を受けている金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に受け入れられるもの

- (2) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられる株式等で、その株式等の上場の際に一定の方法により特定口座に受け入れられるもの
  - (3) 金融商品取引所等に上場する日前から引き続き所有していた株式等で、その上場の際に一定の方法により特定口座に受け入れられるもの
  - (4) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」という。）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に一定の方法により移管されるもの
  - (5) 特定口座内保管上場株式等について、所得税法の規定による課税繰延べ要件を満たさない次に掲げる事由が生じたことにより取得する上場株式等
    - ① 取得請求権付株式に係る請求権の行使
    - ② 取得条項付株式に係る取得事由の発生
    - ③ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議
    - ④ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る取得事由の発生
    - ⑤ 特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生
- 7 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成 21 年 1 月 5 日前に上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式で同日に特定管理口座から払い出されたものにつき、同日以後に株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したとき（同日から当該事実が発生した日までの間に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことその他一定の要件を満たす場合に限る。）を加える。
- 8 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を 1 年延長する。
- 9 公共法人等又は金融機関等が提出する国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、国外公社債等の利子等の支払の都度の提出を要しないこととする。
- 10 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において発行された上場公募株式投資信託（特定株式投資信託を除く。）に係る信託契約の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち収益の分配に係る部分（国内において支払われるものに限る。）については、所得税を課さないこととする。
- この場合において、当該信託契約の終了又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、当該支払をする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その信託契約の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。
- (注) 上記の改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後の上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了又は一部の解約について適用する。

#### (備考 1) 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

- (1) 金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る 7%（住民税とあわせて 10%）軽減税率が廃止され 15%（住民税とあわせて 20%）本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。
  - ① 居住者等（満 20 歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。

- ② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等（その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。
- ③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税を課さないこととする。
- (2) 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。
- (3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き推進する。

## （備考2）生命保険料控除の改組

生命保険料控除制度を以下のように改組する。

- (1) 生命保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で、4万円の所得控除（介護医療保険料控除）を創設する。
- (2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円（現行：5万円）とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の各保険料控除の控除額の計算は以下のとおりとする。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1 / 4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

- (4) 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用する。
- (5) 上記の新制度については、新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。  
この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は12万円とする。
- (6) 新制度は、平成24年分以後の所得税について適用する。今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。

## 六 国際課税

## 1 外国子会社配当益金不算入制度の導入

(1) 間接外国税額控除制度は、所要の経過措置等を講じた上、廃止することとし、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度を導入する。

(注1) 上記の「外国子会社」とは、内国法人が外国法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き直接に有している場合のその外国法人をいう。なお、外国法人の所得に課された外国法人税を内国法人の納付する法人税から控除する旨を定める租税条約の規定により内国法人の外国法人に対する持株割合について異なる割合が定められている場合には、本制度の対象となる外国子会社の判定は、その割合により行うこととする。

(注2) 本制度の適用については、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載するとともに、一定の書類の保存を要することとする。

(注3) 上記の改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等の額について適用する。

(2) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額につき益金不算入とする際、その配当等の額の5%に相当する金額を、その配当等の額から控除する。また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととするとともに、外国税額控除の対象としないこととする。

(注) 上記の改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用する。

## 2 外国税額控除制度について、次の措置を講ずる。

(1) 外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象となる外国法人税の額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する各事業年度において減額された場合に限ることとする。

(注) 上記の改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において外国法人税の額が減額される場合について適用する。

(2) 内国法人が外国税額控除の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている書類のうち、一定の書類については、添付することに代えて保存することにより本措置の適用を認めることとする。

## 3 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について、次の措置を講ずる。

(1) 特定外国子会社等が支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととする。

(2) 特定外国子会社等が受ける次の配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除する。なお、その控除は、確定申告書に明細書の添付がある場合に限り、適用することとする。

① 特定外国子会社等がその子会社（特定外国子会社等が他の法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している場合の他の法人）から受ける配当等の額

- ② 特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から受ける配当等の額のうち合算対象とされた金額から充てられたもの
- (注) 上記(1)及び(2)の改正は、特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額について適用する。
- (3) 内国法人が特定外国子会社等から配当等（外国子会社配当益金不算入制度により益金の額に算入しないこととされるものを除く。）を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において当該特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととする。
- (注1) 内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額のうち、上記の合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額に係る費用等の額については、損金の額に算入する等の措置を講ずる。
- (注2) 上記の改正は、内国法人が特定外国子会社等から配当等（特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）を受ける場合について適用する。
- (4) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における合算対象とされる金額の計算等について、上記(1)から(3)までと同趣旨の改正を行うこととする。
- 4 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類するものを含む。以下「投資組合」という。）の組合員である非居住者又は外国法人（以下「外国組合員」という。）について、次の措置を講ずる。
- (1) 次の要件を満たす外国組合員は、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人に該当する者とみなすこととする。
- ① 投資組合の有限責任組合員であること
  - ② 投資組合の業務を執行しないこと
  - ③ 投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること
  - ④ 投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと
  - ⑤ 国内に投資組合の事業以外の事業に係る恒久的施設を有しないこと
- (注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後の外国組合員の恒久的施設の有無の判定について適用する。
- (2) ①又は②の株式等の譲渡（保有期間が1年未満である株式等の譲渡及び一定の破綻金融機関株式の譲渡を除く。）が行われた場合には、当該株式等の譲渡が事業譲渡類似の株式等の譲渡に該当するかどうかの判定については、①又は②の組合員ごとに計算した当該株式等の保有割合によることとする。
- ① 上記(1)の外国組合員が投資組合を通じて行う株式等の譲渡
  - ② 国内に恒久的施設を有しない投資組合の外国組合員で有限責任組合員であるもの（投資組合の業務を執行しないものに限る。）が投資組合を通じて行う株式等の譲渡（当該外国組合員ごとに計算した当該株式等の保有割合が25%未満である場合の譲渡に限る。）
- (注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に行われる株式等の譲渡について適用する。
- 5 外国法人が受ける割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲等について、次の見直しを行う。
- (1) 外国法人が発行する割引債の償還差益のうち、その外国法人の国内において行う事業に帰せられるものを、法人税法上の国内源泉所得とみなすこととする。

(2) 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益を、法人税の申告の対象から除外する。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に発行される割引債について適用する。

6 社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の譲渡により生ずる所得を、国内源泉所得である「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」とする。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に行う資産の譲渡により生ずる所得について適用する。

7 国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係るものから生ずる所得は、国内源泉所得である「国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子」に含まれることとする。

## 七 自動車課税

平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に受ける新規・継続検査等（当該期間内に最初に受ける検査に限る。）の際に納付すべき自動車重量税について、次の措置を講ずる。

1 次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税を免除する。

(1) 電気自動車

(2) 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの

(3) 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(4) プラグインハイブリッド自動車

(5) ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除く。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの

(6) ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

(7) 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）

2 次に掲げる検査自動車（1に掲げるものを除く。）に係る自動車重量税の税率を75%軽減する。

(1) 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの

(2) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であつて平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの

3 次に掲げる検査自動車（1及び2に掲げるものを除く。）に係る自動車重量税の税率を50%軽減する。

(1) 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの

- (2) 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

## 八 納税環境整備

- 1 特定退職金共済制度の対象となる法人について、公益社団・財団法人に代えて、退職金共済事業に関する情報開示が適正に行われること等の要件を満たす一般社団・財団法人とする。
- 2 外国若しくはその地方公共団体又は国際機関による独占禁止法の課徴金及び延滞金に類するものについて、必要経費及び損金の額に算入しないこととする。  
(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後の行為に係るものについて適用する。
- 3 個人に対して支払う株式等証券投資信託等の償還・解約金等のうち株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税される部分の金額については、株式等の譲渡の対価の支払調書の提出対象となることを明確化する。  
(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に支払う公募株式等証券投資信託の償還・解約金並びに平成22年1月1日以後に支払う私募株式等証券投資信託の償還・解約金等について適用する。
- 4 信託財産に帰せられる収益に上場株式等の配当等が含まれている場合には、その収益について提出する信託の計算書については、提出不要限度額（現行：3万円）を適用しないこととする。  
(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に提出する計算書について適用する。
- 5 上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益分配金又は所得税法第25条の規定により配当等とみなされるもの（みなし配当）で、信託財産又は民法組合等の組合財産等について支払われるものを業務に関連して名義人として支払を受ける者は、その受益者又は組合員等に対し、上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書又は配当等とみなす金額に関する支払通知書を交付しなければならないこととする。  
(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。
- 6 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の償却限度額を法人税と同様の措置とするため、情報基盤強化設備等の普通償却費の額とその取得価額の100分の35に相当する金額との合計額とする。
- 7 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年延長する。
- 8 事前確定届出給与に係る届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略する。
- 9 認定NPO法人制度について、平成20年度税制改正における認定要件等の実績判定期間の延長に伴う経過的な措置として、初回又は2回目の認定を受けようとするNPO法人が平成22年3月31日までに申請を行う場合のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年（原則5年）とすることができる特例を設ける。
- 10 銀行等が受ける外国銀行代理業務に係る認可及び金融商品取引所が受ける排出権取引等を行う市場の開設に係る認可の登録免許税について、これに相当する他の事業開始の認可と同様の取扱いとして、その税率を1件につき15万円とする。
- 11 社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の譲渡により生ずる所得を、国内源泉所得である「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」とする。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に行う資産の譲渡により生ずる所得について適用する。(再掲)

12 国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係るものから生ずる所得は、国内源泉所得である「国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子」に含まれることとする。(再掲)

13 外国法人が受ける割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲等について、次の見直しを行う。

(1) 外国法人が発行する割引債の償還差益のうち、その外国法人の国内において行う事業に帰せられるものを、法人税法上の国内源泉所得とみなすこととする。

(2) 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益を、法人税の申告の対象から除外する。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に発行される割引債について適用する。(再掲)

14 税務手続の電子化促進措置

所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類を加える。

(1) 上場株式配当等の支払通知書

(2) オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

(3) 配当等とみなされる金額の支払通知書

(注) 上記の改正は、平成21年1月5日以後に、平成21年分以後の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。

15 税理士試験の試験地のうち市を定めているものについては、その市を含む道及び県に改める。

(注) 上記の改正は、平成21年4月1日以後に行う税理士試験について適用する。

## 九 その他

1 農地制度の見直しに伴い、次のとおり見直しを行う。

(1) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて、同法に創設される農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合を加える。

(2) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合を加える。

(3) 農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる法人に農業生産法人以外の特定農業法人を加える。

(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における特定農業法人が農業経営基盤強化促進法の勧告に係る協議により農用地区域等内にある土地等を取得する買換えについて、農業経営基盤強化促進法から農地法に基づく制度とされた場合にも引き続き適用ができることとする。

(5) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における農地保有合理化学業として行われる一定の農地売買等事業、研修等事業、農作業の受託、農業技術の指導、農業用機械の普及等に関する業務に係る措置について、改正後の農業経営基盤強化促進法の農地利用集積円滑化事業として行われる場合にも引き続き適用ができることとする。

- (6) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の適用対象から草地利用権に係る土地等が農地法の裁定により買い取られる場合を除く。
- (7) 農地保有合理化法人が農用地区域内の農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用対象に、農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業）により農用地を取得する場合を加える。
- (8) 農業経営基盤強化促進法の一部改正の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、一定の要件を満たす農業経営者が農業経営基盤強化促進法に創設される農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 8（本則 1,000 分の 20）に軽減する措置を講ずる。
- (9) 特定農業法人が農用地区域内の特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を 2 年延長した上、見直し後の遊休農地の規制に対応した措置を講ずる。
- 2 地方道路税について、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し道路に関する費用に充てる財源を譲与するとの目的規定を、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し財源を譲与するとの目的規定に改め、その名称を地方揮発油税に改める。
- 3 「生活対策」（平成 20 年 10 月 30 日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において実施することとされた定額給付金については、所得税を課さないこととする。
- 4 パラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして財団法人日本障害者スポーツ協会から交付される一定の金品については、所得税を課さないこととする。
- 5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別弔慰金について、次の措置を講ずる。
  - (1) 所得税を課さないこととする。
  - (2) 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
  - (3) 特別弔慰金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さないこととする。
- 6 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度について、対象となる業種に窯業・土石製品製造業（炭素繊維製造業を含む。）を加えた上、その適用期限を 2 年延長する。
- 7 青色申告書を提出する法人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けたものが、同法の施行の日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の 100 分の 30 相当額の特別償却ができる措置を講ずる。
- 8 農業経営基盤強化準備金制度について、農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が特別障害者となったことにより事業承継が行われる場合において、当該事業を承継する推定相続人が農業経営改善計画の共同申請者であることその他一定の要件を満たすときは、当該個人が積み立てていた農業経営基盤強化準備金の金額を当該推定相続人の農業経営基盤強化準備金の金額とみなす措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。

- 9 地震防災対策用資産の特別償却制度について、青色申告書を提出する法人で地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものが、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、緊急地震速報受信装置及びその関連設備の取得等をした場合に、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができる措置に改組する。
- 10 船舶の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (1) 内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件を見直した上、環境への負荷の低減に著しく資するものに係る償却割合を100分の18（現行100分の16）に引き上げる。
  - (2) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（いわゆるトン数標準税制）の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げる。
- 11 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、山村振興法の振興山村の区域内において、製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する一定の減価償却資産の取得等をした場合には、その取得価額の100分の10相当額（建物等については、100分の6相当額）の特別償却ができる措置を加える。
  - (2) 奄美群島に係る措置について、対象となる事業に情報通信産業等を加えた上、その適用期限を2年延長する。
  - (3) 半島振興対策実施地域に係る措置及び半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置並びに奄美群島のうち過疎地域に類する地区に係る措置の適用期限を2年延長する。
  - (4) 過疎地域に係る措置の適用期限を1年延長する。
  - (5) 水源地域に係る措置は、その適用期限の到来をもって廃止することとし、平成21年3月31日までに水源地域として指定された地区につき所要の経過措置を講ずる。
- 12 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (1) 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新型インフルエンザに対応するため簡易陰圧装置の取得等をした場合には、その取得価額の100分の20相当額の特別償却ができる措置を加える。
  - (2) 一般の医療用機器に係る措置について、対象となる機器を高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のものに限定する。
  - (3) 建替え病院用等建物に係る措置について、対象となる病院用等建物の要件である医療の提供体制の整備に資するための基準を見直す。
- 13 優良賃貸住宅の割増償却制度における高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり割増率の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (1) 一定の認定支援施設と一体として整備が行われた支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設
    - ① 耐用年数が35年未満であるもの 100分の40（現行100分の28）
    - ② 耐用年数が35年以上であるもの 100分の55（現行100分の40）
  - (2) 上記(1)の支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅以外の高齢者向け優良賃貸住宅

- ① 耐用年数が35年未満であるもの 100分の20（現行100分の28）
  - ② 耐用年数が35年以上であるもの 100分の28（現行100分の40）
- 14 倉庫用建物等の割増償却制度について、物流施設の立地が物流効率化に効果的である鉄道貨物駅の周辺区域を対象地域に加えるとともに、当該鉄道貨物駅から10キロメートル以内の区域にある高速道路のインターチェンジの周辺区域を対象地域から除外した上、その適用期限を2年延長する。
- 15 特定目的会社等の課税の特例について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 機関投資家の範囲の見直し
    - ① 機関投資家に沖縄振興開発金融公庫を加える。
    - ② 「特定社債が機関投資家のみによって引き受けられたものであること」及び「特定目的借入れが機関投資家からのものであること」の要件を判定する場合に、原資産を不動産とする特定目的会社が発行する特定社債、特定目的借入れ等を証券化する特定目的会社を機関投資家として判定を行う。
  - (2) 支払配当の額が配当可能所得の金額の100分の90相当額を超えていることとする要件を、支払配当の額が配当可能利益の額の100分の90相当額を超えていることとする。なお、負ののれんがある場合に、その発生事業年度において配当可能利益の額から控除する等所要の調整措置を講ずる。
  - (3) 投資法人に関する法令の規定において投資法人の合併交付金の取扱いが明確化されたことに伴い、損金算入の対象となる支払配当等の額に配当見合いの合併交付金が含まれることを明確化する。
- 16 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。
- (1) 貿易保険に係る責任準備金の損金算入制度を創設するとともに、国庫納付金の損金算入ができることとする等所要の措置を講ずる。
  - (2) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象に、株式会社日本貿易保険を加える。
  - (3) 株式会社日本貿易保険が受ける設立に係る登記等及び増資の登記に対する登録免許税の免税措置を講ずる。
  - (4) 株式会社日本貿易保険を印紙税法別表第二（非課税法人の表）に加える。
- 17 商品取引所法の一部改正に伴い、認可法人とされる委託者保護基金に係る措置を次のとおり講ずる。
- (1) 委託者保護基金を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に加える。
  - (2) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金等に商品取引員が委託者保護基金に納付する負担金を加える。
  - (3) 委託者保護会員制法人から認可法人に移行することに伴う所要の措置を講ずる。
- 18 奄美群島振興開発特別措置法の適用期限の延長に伴い、独立行政法人奄美群島振興開発基金を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）、公共法人（法人税法別表第一）及び非課税法人（印紙税法別表第二）とし、その受ける登記等について引き続き非課税措置（登録免許税法別表第三）を講ずる。
- 19 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、次の措置を講ずる。
- (1) 収益事業である金銭貸付業から除外される独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う高度化融資業務に、市町村を貸付対象者とする高度化融資業務を加える。
  - (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する市町村を貸付対象者とする高度化融資業務に関する文書を印紙税法別表第三（非課税文書の表）に加える。

- 20 割賦販売法の一部改正により同法に規定する割賦購入あっせん業の範囲が見直されたことに伴い、所要の整備を行う。
- 21 企業再生関係税制等について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 企業再生関係税制の拡充
- ① 資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画に係る要件について、次のとおり見直しを行う。
- イ 株式会社地域力再生機構が関与した私的整理を適用対象に加える。
- ロ 2以上の金融機関等の債務免除要件について、一方の債務免除の当事者に地方公共団体を加える。
- ハ 債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合についても債務免除があった場合と同様の取扱いとする。
- ニ 専門家関与要件について、中小規模再生の場合には、関与すべき専門家の人数の最低限度を2人（現行3人）とする。
- ② 評価損益の計上対象となる資産について、中小規模再生の場合には、資産の評価差額の最低限度を100万円（現行1,000万円）とする。
- (注) 中小規模再生とは、有利子負債の額が少額（10億円未満）である企業再生をいう。
- (2) 評価損の計上対象となる資産の範囲に債権を加える。
- (3) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額について、一定の企業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、控除未済額を還付することとする。
- 22 棚卸資産の評価について、所要の経過措置を講じた上、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外する。
- 23 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で燃料電池システム等実証研究等に係るものを加える。
- 24 認可地縁団体について、次の措置を講ずる。
- (1) 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成21年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税を免税とする。
- (2) 剰余金の分配を行わない旨の定めがあることなど、公益を目的とする事業を行う法人であることが明確化された認可地縁団体は、みなし譲渡所得の非課税承認申請の対象法人とする。
- 25 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、離島と東京国際空港、大阪国際空港又は関西国際空港との間の路線の指定要件を緩和するとともに、対象範囲に離島と離島との間の路線を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- 26 租税特別措置の廃止
- (1) 保全事業等資産の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止。なお、平成21年3月31日までに保全事業等の計画の認定を受けた法人につき所要の経過措置を講ずるとともに、特定地域における工業用機械等の特別償却制度の対象地域に山村振興法の振興山村を加える。
- (2) 電子計算機買戻損失準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止。なお、最終の積立事業年度に積み立てた準備金につき所要の経過措置を講ずる。

- (3) 次に掲げる特別措置は、適用期限の到来をもって廃止。
- ① 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間の特定口座への上場株式等の保管の委託に関する特例
  - ② 独立行政法人住宅金融支援機構が受ける抵当権の設定登記に対する登録免許税の免税措置
  - ③ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
  - ④ 特定外資埠頭管理運営者が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
  - ⑤ 株式分割等に係る株券等に対する印紙税の非課税

## 27 租税特別措置の縮減等

- (1) 中小企業等基盤強化税制について、特定旅館業を営む大規模法人に係る措置の対象設備から国際放送受信設備を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の16（現行100分の20）に、建物等に係る償却割合を100分の8（現行100分の10）に、それぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (3) 事業革新設備の特別償却制度について、対象となる計画から共同事業再編計画に係る措置及び技術活用事業革新計画に係る措置を除外するとともに、償却割合を100分の25（現行100分の30）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、市街地再開発事業に係る措置の対象となる建築物を地上階数4以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内における施設建築物に限定した上、その適用期限を2年延長する。
- (5) 植林費の損金算入の特例について、対象となる植林費から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 特定災害防止準備金制度について、対象となる法人から石灰石等の採掘の事業を営む法人を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (7) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象となる協同組合等につき次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 設立10年以内の協同組合等に限定する。ただし、その設立が各都道府県又は全国につき一に限定されているものについては、引き続き適用を認める。
  - ② 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会を除外する。
- (8) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる計画類型に産業活力再生特別措置法の一部改正により創設される資源生産性革新計画及び中小企業承継事業再生計画を加えるとともに、対象となる計画類型から共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を除外する。
- (9) 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を3年延長する。
  - ① 所有権の移転登記（現行1,000分の8）
 

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	1,000分の8
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	1,000分の13
  - ② 地上権の移転登記（現行1,000分の4）
 

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	1,000分の4
-------------------------	----------

- 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 6.5
- ③ 先取特権等の移転登記（現行 1,000 分の 1.4）  
平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 1.4  
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 1.8
- ④ 所有権の移転の仮登記等（現行 1,000 分の 4）  
平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 4  
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 6.5
- ⑤ 地上権の移転の仮登記等（現行 1,000 分の 2）  
平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2  
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3.25
- (10) 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除制度について、適用対象となる建物の所有権の保存登記をその表題登記も電子情報処理組織を使用して申請されたものとした上、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長する。
- 28 租税特別措置の適用期限の延長
- (1) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 7 年延長する。
- (2) 次に掲げる特別措置の適用期限を 5 年延長する。
- ① 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除
- ② 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正により、小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例
- ③ 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例
- (3) 公害防止用設備の特別償却制度について、指定物質回収設備の適用期限を 2 年、揮発性有機化合物排出抑制設備の適用期限を 1 年、それぞれ延長する。
- (4) 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長する。
- ① 山林所得に係る森林計画特別控除
- ② 共同利用施設の特別償却
- ③ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却
- ④ 事業所内託児施設等の割増償却
- ⑤ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例における繰入限度額を 100 分の 116 とする措置
- ⑥ 鉱工業技術研究組合の所得計算の特例
- ⑦ 認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑧ 認定民間都市再生整備事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑨ 信用保証協会の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑩ 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑪ 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑫ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ⑬ 日本酒造組合中央会の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

- ⑭ 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税の免税
  - ⑮ 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
  - ⑯ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例
- (5) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。
- ① 認定事業再構築計画等に基づき行う会社分割の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
  - ② 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
  - ③ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例
- 29 その他所要の税制の整備を行う。

(参考)

平成21年度の税制改正による増減収見込額は、別表のとおりである。

(別表)

## 平成21年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度 (21年度増減収見込額)
1 住宅・土地税制		
(1) 住宅ローン減税の拡充	△ 1,530 (注1)	△ 110
(2) 長期優良住宅の新築等及び既存住宅の改修に係る 税額控除制度の創設	△ 240	△ 110
計	△ 1,770	△ 220
2 法人関係税制		
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制 度の導入	△ 850	△ 780
(2) 資源生産性向上促進税制の創設	△ 430	△ 410
計	△ 1,280	△ 1,190
3 中小企業関係税制		
(1) 軽減税率の引下げ	△ 1,100	△ 1,100
(2) 欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止	△ 1,120	△ 940
計	△ 2,220	△ 2,040
4 相続税制		
(1) 非上場株式等に係る納税猶予制度の創設	△ 210	△ 170
(2) 農地等の納税猶予制度の見直し	△ 80	0
計	△ 290	△ 170
5 金融・証券税制		
確定拠出年金制度の拡充	△ 270	△ 50
6 自動車課税		
自動車重量税の減免措置の創設	△ 1,020 (注2)	△ 1,020 (注2)
合計	△ 6,850	△ 4,690

(注1) 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成21年から25年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と改正前の制度(平成20年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注2) 自動車重量税の減免措置の創設による減収見込額は、特別会計分(平年度 △340億円、初年度 △340億円)を含む。

## (別紙) 事業承継税制

### 1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

#### (1) 概要

経営承継相続人が、相続等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社（以下「認定中小企業者」という。）の議決権株式等を取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その認定中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。）に係る課税価格の80%に対応する相続税額については、その経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。

(注)「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号トに規定する経営承継相続人をいう。

#### (2) 猶予税額の計算

① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、経営承継相続人の相続税額を算出する。

② 経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、通常の課税価格による特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、課税価格を20%に減額した特例適用株式等のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額を、経営承継相続人の猶予税額とする。

なお、上記①により算出した経営承継相続人の相続税額からこの猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となる。

#### (3) 猶予税額の免除

その経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付を免除する。このほか、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）経過後における猶予税額の納付の免除については次による。

① 特例適用株式等に係る会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、猶予税額の全額の納付を免除する。

② 贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける後継者へ特例適用株式等を贈与した場合には、その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額の納付を免除する。

③ 同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額の納付を免除する。

なお、上記①、③の場合において免除するとされる額のうち、過去5年間に経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。

#### (4) 猶予税額の納付

① 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内に、経営承継相続人が代表者でなくなる等、当該認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付する。

- ② ①の期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合には、特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の数の割合に応じて猶予税額を納付する。
- (5) 利子税の納付  
上記(4)により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限からの期間に係る利子税（年3.6%）を併せて納付する。
- (6) 担保の提供  
相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、特例適用株式等のすべてを担保に供さなければならない。
- (7) その他
- ① 経済産業大臣の認定及び本制度の対象とならない資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。
- ② 相続開始前3年間に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本制度を適用しないこととするほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。
- ③ 経営承継相続人は、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。
- ④ 現行の特例については以下の措置を講ずる。
- イ 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例（以下「10%減額特例」という。）は、平成21年3月31日をもって廃止する。  
なお、平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、  
(イ) 10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、相続時に10%減額特例を適用する。  
(ロ) 平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした経営承継相続人については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用する。
- ロ 特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、イ(ロ)と同様の経過措置を講じた上、廃止する。
- ⑤ 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日（平成20年10月1日）以後の相続について適用を可能とする措置を講ずる。  
また、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、当該被相続人がその非上場会社の代表者であった場合には、その相続に係る相続税の申告書の提出期限を平成22年2月1日まで延長する。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

## 2 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

- (1) 認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者が、その代表者であった者から贈与によりその保有する認定中小企業者の株式等の全部（贈与前から既にその後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分を上限とする。以下「猶予対象株式等」とい

う。) を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予する。

- (2) 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様とする。
- (3) 贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。
- (4) その他所要の措置を講ずる。